

千葉県における候補地の選定手法のポイント

これまでの市町村長会議でのご意見を踏まえて作成した千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法（案）のポイントは以下の通りです。

（１）候補地の対象とする土地について

- 国有地、国有林に限らず、県内全域を対象とした幅広い選定を実施する観点から、県内全域（国有地、県有地、その他（民有地等））の利用可能な土地を対象とする。

【資料２、スライド７ページ参照】

（２）地域の実情に配慮して除外するエリアについて

- 国有地、県有地以外の土地の選定に当たっては、千葉県における最終処分場の立地環境等を定める基準※を最大限尊重し、自然環境・風致の保全及び最終処分場集中の回避の観点から抽出条件を追加して除外する。

※「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく「廃棄物処理施設の立地等に関する基準（千葉県）」

【資料２、スライド８ページ参照】